



横須賀市みどりの基本計画

～生きもののめぐみを未来へつなぐ～

令和8年3月



■ 基本的事項

本計画の基本的な事項及び基本的用語を以下のとおり定義します。

● 「みどり」について

本計画で取り扱う「みどり」は「樹木・草花などの植物」「樹林地・草地・水辺地・岩石地・農地などに類する土地が、単独もしくは一体となって良好な自然環境や自然的景観を形成しているオープンスペース」「公園・広場・街路樹・民有地の庭」「生物の生息・生育・繁殖地」など幅広いものを対象とします。

従来の計画と同じく、本計画の対象が「緑」から連想される「植物」や「緑地」などよりも幅広いことを受け、「緑」ではなく「みどり」と呼称することとします。

● 「生物多様性」について

本計画で取り扱う「生物多様性」は「生物多様性基本法」及び「生物の多様性に関する条約(Convention on Biological Diversity/CBD、略称：生物多様性条約)」の定義と同義とします。

生物多様性基本法の定義 (第二条 定義)	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること
生物多様性条約の定義 (第二条 用語)	すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む

● 本計画で用いる基本用語

保全・守る：みどりや生物多様性を、現状を踏まえて適切な状態に保つこと。

創出：みどりを新たに生み出すこと、またその地域の生態系を人間の手でつくりだすこと。

再生：損なわれたみどりや生物多様性を以前の状態や望ましい状態にして機能を取り戻すこと。

活用・活かす：みどりや生物多様性の機能を人々の生活等のために役立てること。

増進・向上：みどりや生物多様性がもつ機能を増やしたり、効果をより大きくしたりすること。

育てる・育む：みどりや生きものを将来にわたり良好な状態となるよう働きかけること（維持・管理を含む）。

樹林地：樹木がまとまって存在する区域。このうち、斜面上の樹林地を「斜面緑地」とする。

生きもの：動物、植物、菌類をはじめとした生命を持つもの。

生態系：ある地域に生息・生育するすべての生物とそれらを取り巻く環境やつながり（捕食や共生など）を包括したもの。

ネットワーク：防災機能や生物多様性の確保など、みどりが持つ機能システムの向上や連続性を持たせるためのみどりのつながり（みどりのネットワーク）。また、人々がみどりとみどりの間を移動するための遊歩道などの移動手段のつながり（人の移動のネットワーク）。

はじめに

横須賀市は、海とみどり、そこに生息・生育・繁殖する多様な生きものに恵まれた自然豊かなまちです。この多様な自然は私たちの生活を豊かにしてくれる様々な「めぐみ」をもたらします。

本市では、平成9年に「緑の基本計画」を策定して以降、幾度の計画改定を経ながらみどり行政に取り組んできました。

平成27年度改定の「横須賀しみどりの基本計画」では、多くの人々が自然に親しめることを目指し、令和3年度に行った計画の中間見直しでは、公園の整備や利活用を推進していくことを目指すなど、法改正や社会情勢の変化に合わせた改定を経て今日に至ります。

今回の改定では、これまでの計画の将来像である「みどりの中の都市」を引き続き強く推進していくため、生物多様性の確保や脱炭素社会に向けた取り組み、人々の心身の充足の実現等を目指した政策を進めていきます。

特に生物多様性の確保はこれまで失われ続けてきた自然環境を保全・再生させ、得られる自然のめぐみを増やしていくための重要なプロセスです。

そこで、今回のみどりの基本計画を生物多様性地域戦略としても位置付けることとし、生物多様性の保全・活用を進めることとしました。

こうした取り組みを進めることで、暮らしの中で自然のめぐみを享受できる都市環境を整えていきます。

みどりの保全・創出・活用を通じて、災害に強く、健康で心地よいまちをつくり、未来の世代にわたって自然のめぐみを引き継ぐことのできる横須賀を目指します。

そのためには、市民や事業者の皆さまのご理解、ご協力が不可欠であり、皆さまと一緒に本計画に基づく取り組みを積極的に推進していきたいと考えています。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました「横須賀市環境審議会みどり政策推進部会」の皆さまをはじめ、関係者の皆さまに厚く御礼申し上げます。

令和8年3月
横 須 賀 市

- 目次 -

第1章 本計画の概要

1	計画の基本的な考え方	1
(1)	みどりの基本計画とは	1
(2)	生物多様性地域戦略とは	1
(3)	計画の位置づけ	2
(4)	目標年度	3
(5)	対象区域	3
2	「みどり」と「生物多様性」の基本的な考え方	4
(1)	みどりとは	4
(2)	生物多様性とは	5
(3)	みどりの機能と生態系サービス	6
3	近年の「みどり」と「生物多様性」に関する動向	9
(1)	みどりをめぐる動向	9
(2)	生物多様性をめぐる動向	11

第2章 横須賀市のみどりと生きものの現状

1	市の概要	13
(1)	市の成り立ち	13
(2)	人口	13
(3)	土地利用及び土地利用の方針	14
(4)	市民意識	16
2	地理的条件	17
(1)	気候	17
(2)	地形・地質	18
3	みどりの現状	19
(1)	横須賀市のみどり	19
(2)	樹林地	24
(3)	都市公園	25
(4)	農地・里山環境	27
(5)	水系及び流域等	28

4	生きものの現状	29
(1)	生物相	29
(2)	保護地区	37
5	関連計画	38
(1)	緑の基本方針	38
(2)	生物多様性国家戦略 2023-2030	39
(3)	かながわ生物多様性計画 2024-2030	39
(4)	YOKOSUKA VISION 2030（横須賀市基本構想・基本計画）	40
(5)	横須賀市都市計画マスタープラン	40
(6)	横須賀市環境基本計画 2030	41

第3章 目標と基本方針

計画の目標から基本方針まで	45
1 基本理念	46
2 将来像	46
3 目標	50
(1) 量の個別目標	50
(2) 質の個別目標	51
4 基本方針	52

第4章 推進施策

1 推進施策について	59
(1) 施策の種類	59
(2) 重点施策の見方	61
2 施策の具体内容	62
基本方針1：みどりの保全・創出と機能の向上	62
基本方針2：魅力ある公園づくり	69
基本方針3：生物多様性の保全と活用	73
基本方針4：みどりと自然のめぐみの継承	78

第5章 ゾーン別計画

ゾーン区分について	83
1 追浜・田浦・逸見ゾーン	85
2 東京湾沿岸ゾーン	89
3 浦賀・観音崎ゾーン	93
4 平作川流域ゾーン	97
5 武山・野比ゾーン	101
6 長井ゾーン	105
7 大楠山ゾーン	109

第6章 体制と進行管理

1 市民・NPO・事業者・行政の役割	115
（1）市民の役割	115
（2）NPOの役割	115
（3）事業者の役割	115
（4）行政の役割	115
2 計画の適切な進行管理	116

資料編

1 横須賀市のみどりに関する資料	117
（1）みどりの分布状況	117
（2）公園の整備状況	118
（3）歴史的資産	120
（4）保護地区等	121
（5）横須賀市で見られる主な生きもの	122
2 みどりと生物多様性に関する市民認識アンケート調査結果の概要	123
3 本計画策定の経過	131
（1）改定の経緯及び審議会開催経過	131
（2）部会委員及び専門委員名簿	132
（3）諮問	133
（4）答申	134
4 みどりの基本条例	135
5 用語解説	140

バイオミメティクス（バイオミミクリー）	7
気候変動と施策	9
SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）	10
生物多様性のために私たちができることは	12
身近な自然のめぐみ	58
よこすか野菜	65
Park-PFI	72
里山的環境保全・活用事業	73
海での生物多様性保全の取組み～藻場の造成～	75
外来生物法	76
事業者との連携協働	77
生物多様性の普及・啓発のための取組み～自然観察会と自然環境講演会～	79
学区の自然体験事業	80
自然共生サイトにおける民官連携	81